

●地域貢献活動●

平成27年度「建築士としての公益的活動団体 (グループ)」募集のお知らせ

(公社) 徳島県建築士会事業貢献委員会

事業貢献委員会では、建築士が中心となって行う公益的な活動団体による事業提案を募集しています。活動団体は、地域会、青年委員会、研究会、シニア会、士会会員及び建築士による任意のグループを対象としています。

詳しくは下記募集要項をご覧ください。

公益的活動団体募集要項

◆募集期間

2014年12月8日(月)～2015年1月11日(日)

◆活動団体の条件

- ①建築士として公益的活動を行うこと
- ②主体が建築士であること
- ③事業計画書に、活動目的・活動内容・活動期間(平成27年度分:平成27年4月～平成28年3月末の間)・収支計画等の必要事項を明記したものを募集期間内に提出すること
- ④事業が採択された団体(グループ)は、活動報告書(活動実績報告・収支決算報告)を提出し、活動の成果を建築士会のホームページ及び機関誌「阿波のまちかど」に掲載するとともに、活動報告会で士会会員や市民に報告すること
- ⑤継続事業も対象とする
- ⑥建築士会が展開している公益的活動であることを明示すること

◆事業支出金

一件の事業支出金の上限は25万円とし、総額は200万円程度とします。応募団体が多数の場合や応募者の申請額の合計が総額を上回った場合は、選考委員会により減額される場合があります。

事業支出金の使途は次の通りとします。

- ・人件費には使えません。
- ・飲食費には使えません。但し、会議中のお茶程度は可とします。
- ・全額事業支出金による活動も可とします。
- ・事業完了時に提出していただく収支決算報告には領収書の添付をお願いします。

事業支出金は、事業着手時に全額支給します。

尚、活動団体の条件を逸脱する場合や、活動ができなくなった場合は、事業支出金の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

◆選考

活動団体(グループ)の選考は、外部委員を含む選考委員会により行います。委員会の開催は1月下旬を予定しており、応募団体には選考委員会で事業計画を説明していただきます。

選考結果は2月上旬に建築士会ホームページ(<http://toku-sikai.com>)で発表いたします。但し、平成27年度予算は3月開催予定の理事会で決定するため、暫定発表となります。平成27年度の予算が確定次第、正式な事業支出金をお知らせします。

◆事業申請

申請する団体(グループ)は申請書に必要事項を記入の上、FAXまたはe-mailにて建築士会本部事務局へ提出してください。申請書の様式は、建築士会ホームページよりダウンロードできます。

◆募集締め切り

2015年1月11日(日)

◆申請・お問合せ

(公社) 徳島県建築士会事務局

TEL: 088-653-7570 FAX: 088-624-1710

e-mail: tokuarc-honb@diary.ocn.ne.jp

◆申請書記載事項

- ①申請団体(グループ)名
- ②代表者名
- ③代表者住所・連絡先
- ④活動予定者・会員リスト
- ⑤活動名称
- ⑥活動継続年数
- ⑦活動目的
- ⑧活動内容(活動の詳細やスケジュール)
- ⑨今回申請の活動期間
- ⑩収支計画(事業支出金の使途を明示)
- ⑪申請金額